



飲食店を通じた感染拡大防止対策支援事業費補助金

令和2年4月

大分県 商工観光労働部

商業・サービス業振興課

飲食店を通じた感染拡大防止対策支援事業費補助金の概要



本事業の目的

新型コロナウイルスの感染拡大が進む中、デリバリーやテイクアウトなど県内各地での県民や飲食店同士の感染症拡大防止に取り組む経済活動への支援を強化するとともに、そのような取組を県内各地に広げることにより、飲食店を通じた大分県の感染拡大防止対策の確立を図ることを目的としています。

【補助対象経費】 飲食店等を支援するために必要な経費※ 【補助額】 上限80万円(補助率10/10)

※一部補助対象外あり

【補助対象期間】 令和2年7月31日まで (4月1日からの経費も補助対象経費として遡及適用)

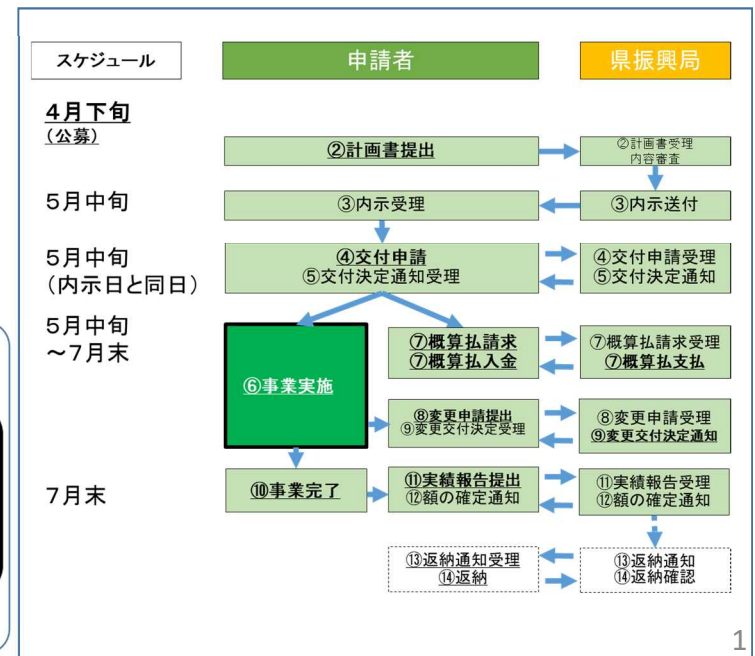
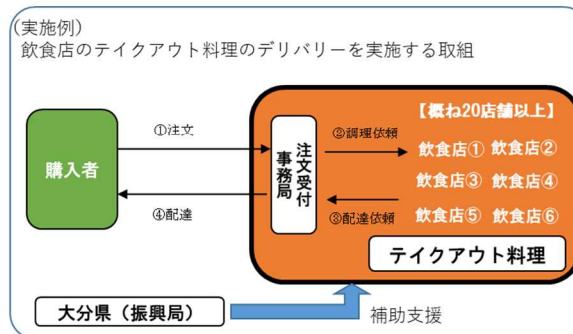
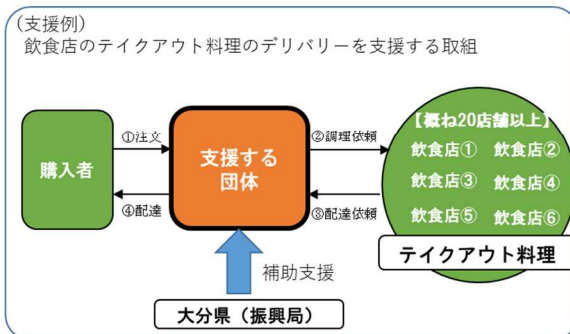
【募集方法】 公募 【実施主体】 概ね20店舗以上を支援する団体 (想定団体：まちづくり会社、商工団体、商店街振興組合、任意団体等)

【補助の条件】 ①感染拡大防止対策に取り組む飲食店等を支援、②団体による支援内容と飲食店等のWeb情報発信 等

【申請方法】 団体事務局の所在地を所管する県振興局に提出

(支援例)

- ① テイクアウト料理のデリバリーを実施又は支援する取り組み
- ② テイクアウト料理の一括販売を実施又は支援する取り組み
- ③ テイクアウト料理の購入者への特典付き※共通スタンプカードの発行等を実施又は支援する取り組み ※特典は補助対象外
- ④ 「先払い」料金制の仕組みづくりを支援する取り組み
- ⑤ 事業内容と併せて飲食店についてホームページやSNS等のWeb上で情報発信を実施又は支援する取り組み
- ⑥ その他新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けて協働で実施又は支援する取り組み 等



飲食店を通じた感染拡大防止対策支援事業費補助金 (Ⅰ 目的、支援対象団体等)



目的

新型コロナウイルスの感染拡大が進む中、デリバリーやテイクアウトなど県内各地での県民や飲食店同士の感染症拡大防止に取り組む経済活動への支援を強化するとともに、そのような取組を県内各地に広げることにより、飲食店を通じた大分県の感染拡大防止対策の確立を図ることを目的としています。

支援対象となる団体

上記目的に合致する取り組みを行う者とし、次の各号に該当する者とします。 **※個人や一企業からの申請は対象外です。**

- (1) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき組織された商店街振興組合
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年第181号）に基づき組織された事業協同組合
- (3) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年6月法律第164号)に基づき組織された生活衛生同業組合
- (4) 飲食店等で組織された任意団体
- (5) 複数の商店街組織で構成された商店街連合団体
- (6) 商工会、商工会議所
- (7) 観光協会
- (8) その他飲食店等の新型コロナウイルス感染拡大防止の活動を協働で支援すると振興局長が認めた団体

支援団体の責務

支援団体は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、次のとおり取り組む必要があります。

- (1) 感染拡大防止対策に取り組む飲食店等を支援すること。
- (2) 感染拡大防止対策に取り組む飲食店等について自主的に策定したルールに基づき確認し、事業内容と併せて当該飲食店等の情報について、ホームページやSNS等のWeb上で情報発信を行うこと。

飲食店等の責務

この事業に参加する飲食店等は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、次のとおり取り組むことに努める必要があります。

- (1) 自主的に感染拡大防止対策に取り組むこと。
- (2) 上記の取り組み内容を店頭等に明示すること。

飲食店を通じた感染拡大防止対策支援事業費補助金 (Ⅱ 補助事業の内容)



概ね20店舗以上の飲食店等を対象とした、県民や飲食店同士の感染症拡大防止に取り組む**持続的な経済活動、又は、その動機に繋がる仕組みや仕掛けづくり**

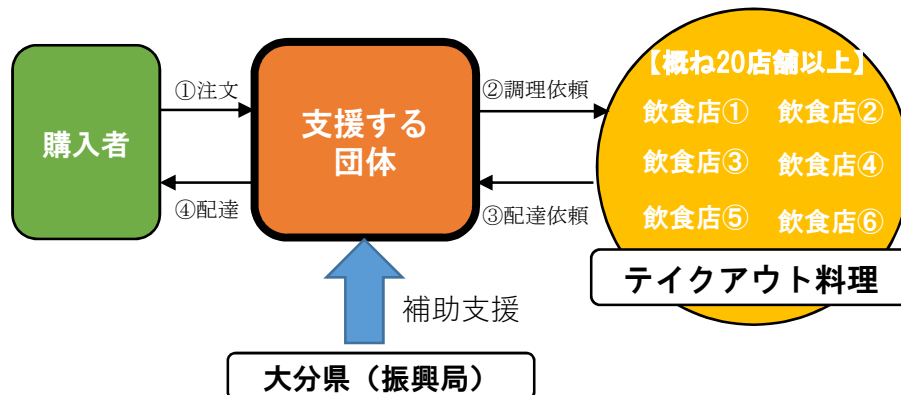
(取組例)

- (1) 感染拡大防止対策を自主的に取り組む飲食店（以下、「感染拡大防止対策実施飲食店」という。）のテイクアウト料理の**デリバリー**を実施又は支援する取り組み
- (2) 感染拡大防止対策実施飲食店の**テイクアウト料理の一括販売**を実施又は支援する取り組み
- (3) 感染拡大防止対策実施飲食店のテイクアウト料理の購入者への**特典※付き共通スタンプカードの発行等**を実施又は支援する取り組み
- (4) 感染拡大防止対策実施飲食店の**「先払い」料金制の仕組みづくり**を実施又は支援する取り組み
- (5) 事業内容と併せて感染拡大防止対策実施飲食店についてホームページやSNS等の**Web上で情報発信**を実施又は支援する取り組み
- (6) **その他**感染拡大防止対策実施飲食店等の新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けて**協働**で実施又は支援する取り組み 等

※特典は補助対象外

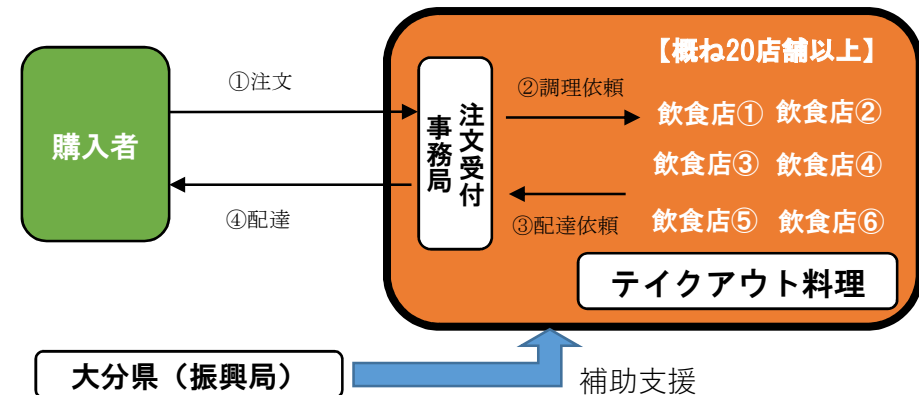
(支援例)

飲食店のテイクアウト料理のデリバリーを支援する取組



(実施例)

飲食店のテイクアウト料理のデリバリーを実施する取組



飲食店を通じた感染拡大防止対策支援事業費補助金 (Ⅲ 補助対象経費等)



補助対象経費

補助事業の対象となる経費は、以下の経費です。

経費の科目	補助対象経費の内容
賃金	事業実施に必要な業務を行うアルバイト代等として支払われる経費
報償費	事業実施に必要な専門家・講師等に対する謝金等
旅費	事業実施に必要な専門家・講師等に対する旅費や事業実施に必要な交通費等
需用費	事業実施に必要な事務用品、資料代、図書購入費、光熱水費、材料費、コピー代、チラシ・パンフレット・ポスター等の印刷製本費、看板・横断幕等の製作経費等 (注)単体で取得価格が5万円未満のもの。 (注)特典代などは補助対象外
役務費	事業実施に必要なホームページ開発・改修費、電話、プロバイダ使用料等の通信費や郵送、宅配便等の運搬用費用、広告・宣伝費用等、保管料、広告料、手数料、各種保険料等
委託料	事業実施に必要な業務を行う委託費等
使用料及び賃借料	事業実施に必要な使用料、車両機器・物品等の借上料、有料道路通行料、駐車場料等

(注)事業の実施に必要な経費とします。

ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、補助対象外です。

- (1) 特定の個人、企業の財産形成又は営利を主たる目的とするもの
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的とするもの
- (3) 実施主体の内部の者に対する報償費
- (4) 食糧費
- (5) 単体で取得価格が5万円以上の備品購入費
- (6) 出資・出捐・貸付及び不動産取得に要するもの
- (7) その他振興局長が不相当と認めるもの

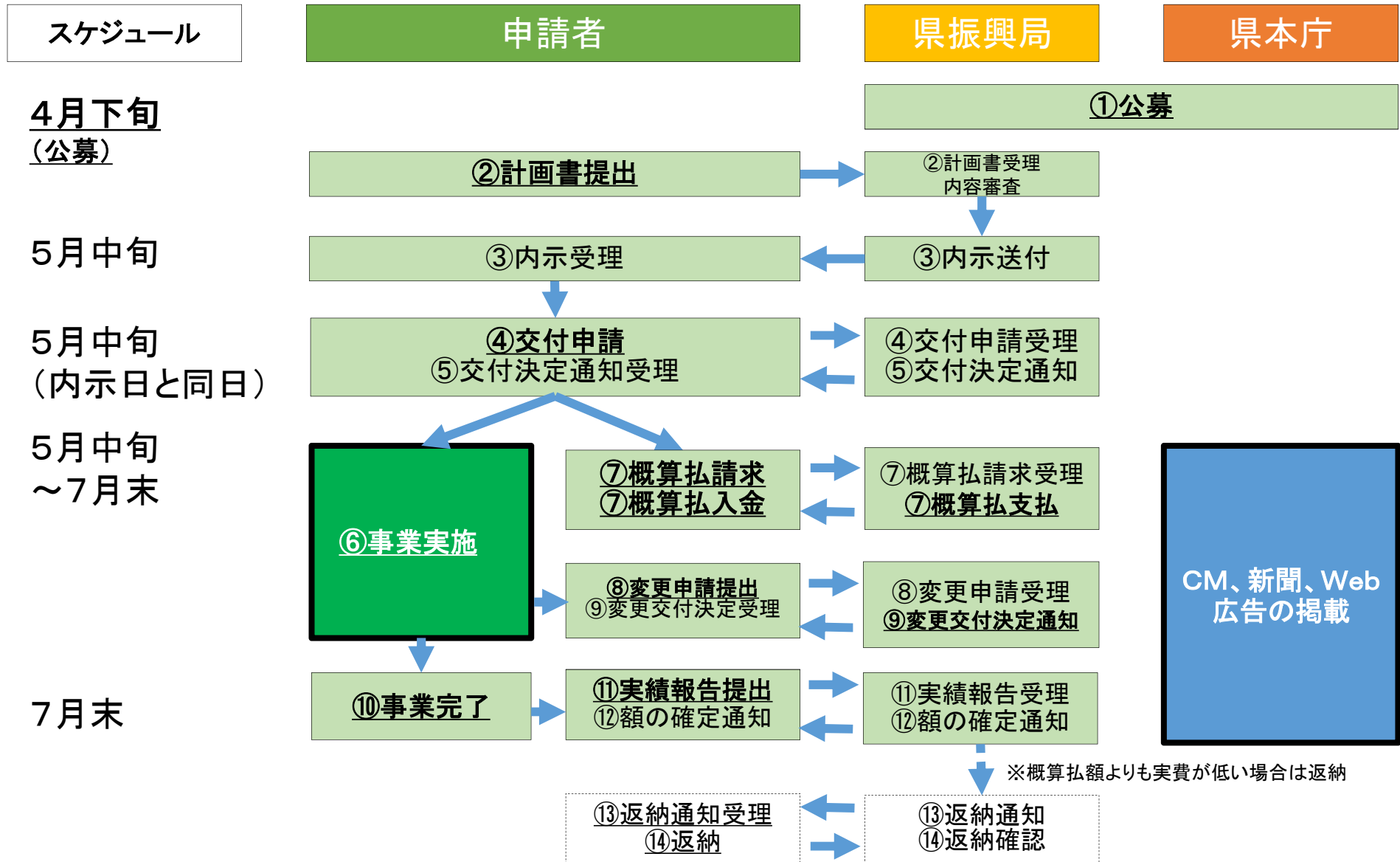
補助対象期間

令和2年7月31日までを補助対象期間とします。
また、4月1日からの事業実施に要する経費も遡及して補助対象とします。

補助率、補助上限額

一団体につき、**補助率は10/10**です。
ただし、**80万円を上限**とします。

飲食店を通じた感染拡大防止対策支援事業費補助金 (Ⅳ スケジュール・補助金事務手続きの流れ)



※補助対象経費は4月1日から遡及適用
※スケジュールは変更する可能性があります。

飲食店を通じた感染拡大防止対策支援事業費補助金 (V 申請方法等)



申請方法

補助対象事業の採択を要望する者は、以下の書類を作成し、事務局の所在地を所管する**県振興局に提出**してください。

- 1 飲食店を通じた感染拡大防止対策支援事業採択要望申請書（様式第1号）
- 2 事業実施計画書（様式第2号）
- 3 収支予算書（様式第3号）
- 4 団体概要書（様式第4号）※任意団体に限る。団体の活動がわかるパンフレットまたは規約の添付が必要
- 5 誓約書（別紙）
- 6 参加（予定）飲食店等名簿（様式任意）
- 7 その他事業実施にあたり参考となる資料

※ 様式等は「飲食店を通じた感染拡大防止対策支援事業実施要領」を確認してください。

問い合わせ先・提出先

補助対象事業の採択を要望する団体の事務局所在地を所管する県振興局へ申請書を提出してください。

担当部署	住所	電話番号	所管地区
東部振興局 地域創生部	国東市国東町安国寺786-1	(0978)72-0857	別府市、杵築市、国東市、東国東郡姫島村、速見郡日出町
中部振興局 地域創生部	大分市府内町3-10-1	(097)506-5727	大分市、臼杵市、津久見市、由布市
南部振興局 地域創生部	佐伯市長島町1-2-1	(0972)22-9073	佐伯市
豊肥振興局 地域創生部	竹田市大字竹田字山手1501-2	(0974)63-1291	豊後大野市、竹田市
西部振興局 地域創生部	日田市城町1-1-10	(0973)23-5739	日田市、玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町
北部振興局 地域創生部	宇佐市大字法鏡寺235-1	(0978)32-1373	中津市、宇佐市、豊後高田市

【本事業の問合せ】 上記の**県振興局 地域創生部** 又は
大分県商工観光労働部 商業・サービス業振興課 商業・サービス業支援班 電話：(097)506-3289